

日高町森林整備計画変更  
のお知らせ

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の6第2項及び第4項の規定により、日高町森林整備計画を次のとおり変更するのでお知らせします。

1 日高町森林整備計画変更の理由

(1) 森林整備に関する事項へのアカエゾマツに関する記載の追加。

(2) 森林整備に関する事項への託を受けた森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項への森林經營制度の活用に関する記載の追加。

2 計画変更の始期

平成31年4月1日から適用する。

詳しいことをお知りになりたい方は、左記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

門別地区

日高町役場 経済観光課

01456126031

日高地区

日高総合支所 地域経済課

01457162008

林地台帳制度が  
4月からスタートします

平成28年5月の森林法一部改正により創設された林地台帳制度が、4月から運用開始となります。林地台帳は、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを市町村が整備し、公表するものです。

申請により、林地台帳及び地図の閲覧(所有者情報除く)ができます。

また、所有者又は森林經營計画の認定を受けている者は、申出により、所有者情報を含む情報提供を受けることができます。

なお、林地台帳及び地図は、森林の土地の権利や所有の境界を確定するものではありません。また、森林の土地の売買等に係る証明資料として用いることはできません。

詳しいことをお知りになりたい方は、左記までお問い合わせください。

詳しいことをお知りになりたい方は、左記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

門別地区

日高町役場 経済観光課

01456126031

日高地区

日高総合支所 地域経済課

01457162008

飲酒運転根絶宣言事業者等の登録制度について

IJの制度は飲酒運転の根絶をより一層推進するため、日高振興局が管内の警察署と連携して、飲酒運転根絶に取り組むことを宣言した事業者等を登録し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の醸成を広く図る制度です。

対象は管内で事業を営む個人又は法人その他団体、酒類を提供する飲食店です。届出書を提出いただきあたら、内容の確認後、登録証を交付します。

**取組(例)**

- ・ポスター、チラシ等の掲示
- ・運転代行業者の紹介
- ・社内研修等の実施
- ・飲酒運転根絶事業への参加など

日高町ホームページにも掲載していますが、詳しくは日高振興局にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

門別地区

日高町役場 経済観光課

01456126031

日高地区

日高総合支所 地域経済課

01457162008

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ  
平成31年度の保険料率改定について

平成31年度の保険料率改定について

平成31年3月分(4月納付分)より、健康保険料率は10.31%(+0.06%)、介護保険料率は1.73%(+0.16%)となります。

健康保険料率の引き上げに伴しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申上げます。

平成31年度  
協会けんぽの健診のこ案内

協会けんぽ北海道支部では、年度内に1回、加入者の皆様の健診費用の一部を補助しています。

35歳～74歳の被保険者(本人)様へは、がん健診を含めた充実した健診項目の「生活习惯病予防検診」を、40歳～74歳の被扶養者(家族)様へは、メタボリックシンдроимに着目した「特定健康診査」と2つの健診を用意しております。

【お問い合わせ先】

見・早期治療のために年に1度は健診を受けましょう!

●お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)

アイヌ子弟の修学資金制度のご案内

北海道では、アイヌの子弟が経済的な理由により修学が困難である場合、修学資金等の補助、又はお貸しする制度があります。

申請を希望される方は4月19日(金)までに日高町役場住民課までご連絡ください。

●お問い合わせ先

日高町役場住民課

環境生活・アイヌ政策グループ

01456126182

補助制度	高等学校、高等専門学校に在学する方	入学支度金	国公立 月額23,760円以内 私立 月額53,760円以内
		修学資金	国公立 月額23,000円以内 私立 月額43,000円以内
		通学費	1ヶ月1万円を越える場合 月額7,500円を上限として補助
専修学校、各種学校に在学する方	入学支度金	一時金	23,760円以内
		修学資金	月額 23,000円以内
貸付制度	大学、短期大学に在学する方	入学支度金	一時金 37,800円以内
		修学資金	国公立 月額51,000円以内 私立 月額82,000円以内
		期間	正規の修業年限以内

※返済期間は20年以内。返還にあたり、猶予や減免の規定有。

**平成30年北海道胆振東部地震被害に対し、たくさんのご支援をいただきました。**

## 寄附見舞金・義援金

※平成31年3月1日現在 順不同  
1月16日以前の分は掲載済みのため省略させていただきます。

### 【金一封】

- ▽北海道生活協同組合連合会様(札幌市)
- ▽和光技研株様(札幌市)
- ▽おおぎやラーメン軽井沢店様(長野県)
- ▽山下武藏様(大阪府)
- ▽青島由恵様(埼玉県)
- ▽坂根清子様(京都府)
- ▽後藤一也様(埼玉県)
- ▽清水文子様(東京都)
- ▽木下一夫様(千葉県)
- ▽藤田須磨様(東京都)
- ▽中條紀子様(石川県)
- ▽森義夫様(栃木県)

このほかにも全国各地より、日本赤十字社、北海道をとおして、たくさんの義援金をいたしております。

## 感謝状を贈呈させていたしました

### ▽和光技研株式会社様(札幌市)

2月18日、被災された方々へのご支援のために見舞金をご寄付いただいた和光技研株式会社様へ感謝状を贈呈させていただきました。



### ▽有限会社サテライトいしかり様(石狩市)

2月20日、被災された方々へのご支援のために見舞金をご寄付いただいた有限会社サテライトいしかり様へ感謝状を贈呈させていただきました。



### ▽北海道町村会様(札幌市)

2月20日、被災された方々へのご支援のために見舞金をご寄付いただいた北海道町村委会様へ感謝状を贈呈させていただきました。



### ▽公益財団法人北海道市町村振興協会様(札幌市)

2月20日、被災された方々へのご支援のために見舞金をご寄付いただいた公益財团法人北海道市町村振興協会様へ感謝状を贈呈させていただきました。



## 広告